

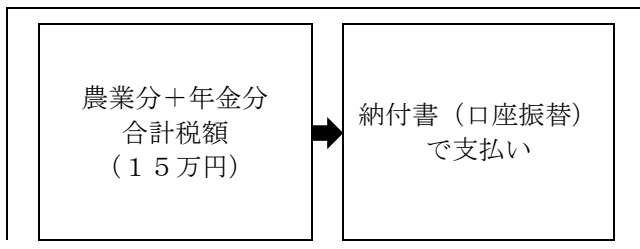
## ◆公的年金からの市・県民税の特別徴収制度 Q&A

### Q 1 納付書（口座振替）で税金を払っているのに、年金からも引かれるのですか？

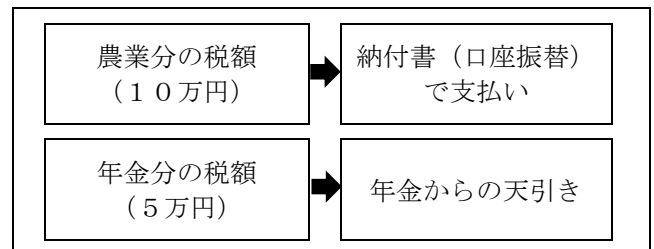
A. 納付書（口座振替）でお支払いただく市・県民税は、年金所得以外の所得に係る市・県民税です。年金から引かれる市・県民税は年金所得に係る税額だけのため、年金所得のほかに所得等がある人は、納付書（口座振替）と年金特別徴収（天引き）それぞれでの支払となります。

例：年金所得のほかに農業所得があり、年税額が15万のうち年金所得に係る税額が5万の場合。

#### ①年金特別徴収（天引き）開始前



#### ②年金特別徴収（天引き）開始後



※納付方法の変更をするものですので、税額の変更はありません。

### Q 2 年金からの特別徴収（天引き）にはしたくありません。今までどおり納付書や口座振替で納付することはできますか？

A. 地方税法により、「公的年金所得に係る市・県民税については、年金からの特別徴収の方法により徴収する。」とされており、本人の希望で納付方法を選択することはできません。

### Q 3 遺族年金を受給していますが、特別徴収の対象となりますか？

A. 遺族年金や障がい年金などの非課税の年金は特別徴収の対象となりません。

### Q 4 特別徴収（天引き）される市・県民税額は？

A. 特別徴収（天引き）されるのは、年金所得に係る市・県民税のみです。給与所得や事業所得などに係る市・県民税はこれまでどおり給与からの特別徴収（天引き）、または納付書（口座振替）で納めることとなります。

### Q 5 この制度の対象者は？

A. この制度の対象となるのは、「当該年度の4月1日現在65歳以上の年金受給者で前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務がある人」です。ただし、次の事項に該当する人については対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から特別徴収（天引き）されていない人
- ◆特別徴収（天引き）されている市・県民税額が老齢基礎年金などの額を超える人など

### Q 6 特別徴収（天引き）が中止となる場合はありますか？

A. 特別徴収（天引き）が開始後、税額変更、年金支給停止などが発生した場合には、特別徴収（天引き）が中止となり、普通徴収（納付書・口座振替）により納めていただくこととなります。

#### 【お問合せ先】

〒848-8501

伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 税務課 市民税係

TEL：0955-23-2148（直通）

FAX：0955-23-1472